第五十一条第一項中「あっては、」を「あっては」に、「中括弧書き及び5.3.」を「括弧書及び5.4.」に改め、「ものとし」の下に「、この場合において、2.2.の規定中「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3.5.3.の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあってはＩＥＣ規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止装置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電球の形状は、ＩＥＣ規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類の受金形状データシートを適用する。」と」を「別紙4.2.」を「別紙の4.2.」に改め、「「標準電球」と」の下に「、7.の規定中「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.29.又は協定規則第48号第５改訂版2.29.」とあるのは「協定規則第48号第５改訂版2.29.」と、それぞれ」を加える。

第五十一条第一項中「あっては、」を「あっては」に、「5.1.括弧書き」を「5.1.1.括弧書」に改め、「、5.1.の」を「、この場合において、2.2.の規定中「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3.6.3.の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあってはＩＥＣ規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止装置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電球の形状は、ＩＥＣ規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類の受金形状データシートを適用する。」と、5.1.1.及び別紙２の3.2.の」に改め、「「標準電球」と」の下に「、それぞれ」を加える。

第五十二条第一項中「あっては、」を「あっては」に、「規定中2.7.」を「2.7.」に、「及び5.3.」を「、5.3.及び別紙２の1.2.1.後段」に改め、「ものとし」の下に「、この場合において、2.2.の規定中「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3.7.3.の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあってはＩＥＣ規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電球の受金形状は、ＩＥＣ規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類の受金形状データシートを適用する。」と」を「「標準電球」と」の下に「、それぞれ」を加える。

第五十四条第一項中「あっては、」を「あっては」に、「規定中1.ただし書き」を「1.ただし書」に、「なお書き」を「後段」に改め、「もの」の下に「とし、この場合において、別紙４の2.の規定中「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号第５改訂版2.30.」とあるのは、「協定規則第48号第５改訂版2.30.」と読み替えるもの」を加える。

第五十六条第一項中「あっては、」を「あっては」に、「の規定及び同別添」を「及び」に改め、「ものとし」の下に「、この場合において、2.2.の規定中「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3.7.3.の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあってはＩＥＣ規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電球の受金形状は、ＩＥＣ規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類の受金形状データシートを適用する。」と」を「「標準電球」と」の下に「、それぞれ」を加える。

第五十七条第一項中「あっては、」を「あっては」に、「規定中2.7.」を「2.7.」に、「及び5.2.」を「、5.2.及び別紙２の1.2.1.後段」に改め、「ものとし」の下に「、この場合において、2.2.の規定中「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3.7.3.の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあってはＩＥＣ規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電球の受金形状は、ＩＥＣ規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類の受金形状データシートを適用する。」と」を「「標準電球」と」の下に「、それぞれ」を加える。

第五十八条第一項中「あっては、」を「あっては」に、「規定中1.ただし書き」を「1.ただし書」に、「括弧書き」を「括弧書」に改め、「ものとし」の下に「、この場合において、2.2.の規定中「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3.4.3.の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあってはＩＥＣ規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止装置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電球の形状は、ＩＥＣ規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類の受金形状データシートを適用する。」と」を「、5.1.1.」の下に「及び別紙１の3.2.」を「「標準電球」と」の下に「、それぞれ」を加える。

第五十九条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては別添73「方向指示器の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該方向指示器の最小光度については次表の最小光度値の80％値、最大光度については次表の最大光度値の120％値まであればよい。」と読み替え、法第75条の２第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては別添73「方向指示器の技術基準」の2.7.、2.8.、3.3.及び3.4.の規定、4.1.㈫中「種類６」の定義に係る規定並びに5.1.1.括弧書及び5.4.の規定は適用しないものとし、この場合において、1.の規定中「4.及び6.は適用しない」とあるのは「適用しない」と、2.2.の規定中「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは、「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3.7.3.の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあってはＩＥＣ規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電球の受金形状は、ＩＥＣ規格60061に定められた形状とする。」と、4.1.㈫の規定中「「種類５」とは、種類６以外の自動車の両側面に備える方向指示器をいう。」とあるのは「「種類５及び６」とは、種類１、１ａ又は１ｂ及び２ａ又は２ｂの方向指示器とともに用いる側面方向指示器をいう。」と、5.1.1.及び別紙２の2.2.の規定中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と、別紙１中「ただし、種類１、１ａ、１ｂ、２ａ、２ｂ及び５の方向指示器を自動車に取り付けた状態で試験を行う場合であって、かつ、方向指示器の」とあるのは「ただし、方向指示器の」と、それぞれ読み替えるものとする。

第六十一条第七項中「0.02cd又は」を「0.02cd／」に改める。

第九十一条第二項に次のただし書を加える。

ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車について、同規則5.1.及び5.3.の規定は適用しないものとする。